

2004年5月12日

政権公約（マニフェスト）の取り組み状況についての評価

社団法人 経済同友会
代表幹事 北 城 恪太郎

はじめに

昨年11月の総選挙では、我々がかねてより求めていた「政権公約（マニフェスト）」が導入された。各政党から示された政権公約は、必ずしも十分なものではなかったが、政権交代を可能とする「政党本位・政策本位の政治」の実現に向けた第一歩と捉えたい。

今後、国民の政治参加を促していくためには、政権公約が政策選択の重要な手段として機能し、選挙が政策評価の機会として確立されることが必要である。そのためには、国民の大多数にとって、わかりやすい政権公約が策定されなければならない。

「マニフェスト・サイクル」を定着させていくために、各政党の政権公約の内容と取り組み状況を常に監視していくことが必要であり、とりわけ政権政党の政権公約の実現状況に関する評価は不可欠である。そこで我々は、よりわかりやすい政権公約への進化を期待して、総選挙で示された政権公約の内容と、それらの実現・進捗状況を評価し続けたい。

1. 評価対象

政権公約の評価は、以下の3分野を対象に行う。

- (1) 昨年11月の総選挙における政権公約の表記の充実度
- (2) 政権公約で謳われた範囲での達成度・進捗状況
- (3) 経済同友会の意見・提言との合致度
(政権公約の内容との比較を中心にするが、その後の政策実現に向けた動きも視野に入れつつ評価)

2. 評価対象となる政策分野

経済同友会の「軽井沢アピール」(2003年7月発表)で提示した「政権公約に含めるべき構造改革の諸課題」を踏まえ、各党の実際の政権公約の内容を整理し、重要と思われる政策項目を列記した(したがって、すべての政策を網羅しているわけではない)。

3. 評価基準と方法

(1) 表記の充実度：全体的評価

(a) 評価基準

- 作成過程：党内で時間をかけて十分議論して作成したものか。
- 基本理念：国のあり方や方向性が明確に提示されているか。
- 具体性：政策の達成目標と時期、工程、財源がわかりやすく具体的に明記されているか。また、政策の優先順位は明確か。
- 整合性：具体的政策課題は、全体として整合性は確保されているか。特に、財政面での全体的整合性は確保されているか。
- 拘束性：選挙に際して、党の公認候補者に、政権公約の実現に連帯責任を負うことを誓約させたか。
- 連立政権としての政権公約：連立政権を前提として選挙に臨む場合は、連立政権としての政権公約が策定されているか。

(b) 評価方法

評価は、上記の評価基準に基づき、特に 作成過程、基本理念、内容（具体性と整合性）、拘束性、（与党の場合）連立政権としての政権公約、といった観点から5段階評価を行う。

5	上記 ~ の観点を全て満たしている。
1	上記 ~ の観点が全て不十分である。

(2) 表記の充実度：個別政策課題

(a) 評価基準

- 明瞭さ：一般国民すべてに理解できるように、具体的な施策を、具体的かつわかりやすく提示しているか。
- 目標：できる限り多くの施策につき、客観的に計測可能な数値目標を掲げているか。数値で表わせないものは、具体的な目標を掲げているか。
- 期限：目標達成の時期を明示しているか。達成時期が任期4年を超える場合には、その根拠を明示しているか。
- 工程：目標達成への工程を提示しているか。時系列で、年次での達成水準を明示しているか。
- 財源：目標達成に必要な財源を提示しているか。財源の確保は現実的か。

(b) 評価方法

まず、目標、期限及び工程、財源、の3つの点について、それぞれ3段階評価を行う。

	十分な内容である。
	ある程度の内容を示している。
	不十分な内容である。
x	明記されていない。
-	当該政策項目には該当しない(財源が不要のものなど)

次に、明瞭さを含めて、総合評価を5段階で行う。

5	表記の充実度として望ましい。
1	抽象的な内容にとどまっている。

(例) 1～5までの評点基準は政策項目によって異なるが、一例を挙げれば下記のような基準が考えられる。

5	目標、期限、工程、財源のすべてが明確である(望ましい水準)。
4	上記のうち、1つが不明確ないし欠けている。
3	上記のうち、2つが不明確ないし欠けている。
2	上記のうち、3つが不明確ないし欠けている。
1	上記のいずれもが不明確ないし欠けている(抽象的表現である)。
0	当該政策項目に関する記述がない。

(3) 達成度・進捗状況

(a) 評価基準

政策の効果：政策項目によって評価基準は異なるが、原則として、数値目標の達成や政策実現によって想定していた効果があらわれたことをもって最高位の達成度・進捗状況とする。

数値目標：数値目標があるものについては、原則としてその達成をもって最高位の達成度・進捗状況とする。

法律の成立：法律の成立を目標として掲げていても、最終目的はその政策が効果を及ぼすことにあるので、法律の成立は中間地点と位置付ける。したがって、衆院選からまだ半年しか経過していない今回の評価では、進捗度が一般的に低い水準にとどまる。

党内の議論：そもそも政権公約は、党内一致で策定されるべきものであることから、党内議論・調整中の政策については、達成度・進捗状況を最低の水準とした。

(b) 評価方法

評価対象は与党（自民党、公明党）のみとし、野党（民主党）は評価の対象外とする。

評価は、上記（a）の評価基準に基づき、5段階評価を行う。ただし、政権公約で掲げられた内容とは異なる方向で政策が実現ないし進捗中の場合、進捗の程度にかかわらず、これをゼロ評価とする。

5	政策を実現し、想定した効果を挙げている。
1	党内や関係省庁での議論の段階にとどまっている。
0	政権公約の内容とは異なる方向で政策が実現、ないし進捗中である。

(例) 1～5までの評点基準は政策項目によって異なるが、一例を挙げれば下記のような基準が考えられる。

5	政策が実現し、想定した効果を挙げている。 数値目標を達成した。
4	政策が実現し、効果を挙げ始めている。 数値目標を達成しつつある。
3	法律が成立した。 具体的プロセスが動き始めた。
2	関連法案が一部成立した。 法案が国会で審議中である。 具体的プロセスが端緒についた。
1	党内あるいは関係省庁で議論・検討中である。 政権公約が抽象的で評価できない。 期間が短いために、まだ進捗が把握できない。
0	政権公約の内容とは異なる方向で政策が実現、ないし進捗中である。
-	当該政策項目に関する記述がない。

(4) 経済同友会の意見・提言との合致度

(a) 評価基準

方向性：めざすべき政策の方向性が合致しているか。

達成目標：達成目標が概ね合致しているか。

期限：目標達成の期限が概ね合致しているか。

手法・工程：目標達成に向けた手法・工程が合致しているか。

(b) 評価方法

評価は、原則として政権公約に書かれた内容に照らし、上記（a）の評価基準に基づいて、5段階評価を行う。したがって、政権公約の内容が抽象的な場合、方向性は合致しているがその他の具体的記述がないために低い評価となる。

(例) 1～5までの評点基準は政策項目によって異なるが、一例を挙げれば下記のような基準が考えられる。

5	方向性、目標、期限、手法・工程、財源、のすべてが合致している。
4	上記のうち、4つが合致している。
3	上記のうち、3つが合致している。
2	上記のうち、2つが合致していない。
1	上記のうち、1つが合致している。 政権公約が抽象的である。
0	上記のいずれも合致しない(方向性も含めて異なる)。 当該政策項目に関する記述がない。
-	同友会として意見・提言を公表していない

4. 評価結果

(1) 全体的評価

(a) 自由民主党

表記の充実度：2

進捗度：3

合致度：3

コメント

政策の方向性としては、賛同できる内容が多い。特に、7つの小泉改革宣言は、わが国の将来にとっての最重要政策課題として、我々の考えと軌を一にするものである。しかし、国のあり方や将来像が必ずしも明確ではなく、まずそれらを明確にすることが必要であると考え。

さらに、各政策の目標及び目標を達成する手段、スケジュールが不明確である。加えて、財源がほとんど示されていないために、全体的な整合性や将来の国民負担の大枠が把握できない。今後は、実現のための具体的手段の内容、政策の達成目標と時期・工程、必要に応じて財源を明確にしていきたい。

具体的には、まず政府の骨太の方針や工程表と政権公約の内容を一致させ、政府と与党が一体となって政策実現を目指すことを示す必要がある。

次に構成としては、まず今回のマニフェストに記されたような内容を全体の要約と位置づけ、後半部分に解説編として、これまでの自民党重点施策(政策集)に具体的手段・工程・財源などを盛り込み、マニフェストとしてより精緻にされることを望みたい。

今回の評価作業を通じて感じたことは、政権公約の内容が抽象的であるために、評価が非常に難しいものになったことである。例えば、「民営化」という政策も、具体的にどのような「民営化」を実現するのか、明確にわかりやすく説明することが必要である。さもなければ、国民が総選挙に際して、政権選択をする手段として政権公約を利用することが困難である。

今回のマニフェスト作成作業は、短期間であったために、党内で十分な論議・検討が難しかったようである。そのため、政権公約（マニフェスト）に反対あるいは軽視する議員がいたことは、本来の趣旨から言えば残念である。今後は党内での論議・意見集約によりマニフェストが作成されることも望む。

また、先の総選挙では実現しなかったようであるが、選挙に際して、党の公認候補者に、政権公約の実現に連帯責任を負うことを誓約させ、党全体のコミットメントを明確にすることが不可欠と思う。

加えて、今回は実現しなかったが、連立政権を前提として選挙を行う場合、連立政権としての選挙公約が策定されることを望む。

(b) 公明党

表記の充実度：3

進 捗 度：2

合 致 度：2

コメント

公的年金改革、治安の回復、国際協力などの分野で非常にまとまった政策を提示しており評価したい。しかし、わが国にとって最も重要な課題である構造改革に関する政策の表記が公的年金改革以外の分野では不十分であり、全体として我々の政策に関する優先順位や主張とは必ずしも同じではない。

特に、財政再建とプライマリーバランスの回復に向けた考え方が明確にされていない点は残念である。国民の受益を拡大するような政策が多く提示されており、負担の議論を避けているようにも見える。財政上の整合性を明確にした上で、国民負担率としてどの程度の規模になるのかを明確に示すべきである。

また、細部の施策を提示しているが、全体として党としてどのような国造りを目指しているのかも明確ではない。今後は、国家ビジョンの明確化と構造改革をはじめとする経済分野の取り組みに期待したい。

さらに、今回の場合では連立を組む自民党の政権公約につき、賛同する点と賛同できない点を明らかにする必要があった。

その上で、今回は実現しなかったが、連立政権を前提として選挙を行う場合、連立政権としての選挙公約の策定と、その実現に向けたコミットメントが最も重要である。

(c) 民主党

表記の充実度：3

進捗度：-

合致度：3

コメント

政権交代に挑戦する野党の立場から、まず、政権公約の導入に積極的に取り組まれた。そして、マニフェストにおいて「新しい政府」像を提案し、政権樹立に向けた具体的施策につき期限を設けて明示されたこと、また、マニフェストで示された各政策のほとんどについて、具体的手段の内容、当面の財源を明記されたことを、それぞれ評価したい。政策の方向性については、概ね賛同できる内容が多い。

しかし、政権獲得に挑戦する政党として、政権担当能力を国民に示すには、政策の整合性、特に財政上の整合性と政策の波及効果について、もう少し詳細な記述を期待したい。特に、「大きな政府」を目指すのか、「小さな政府」を目指すのか、行財政改革に関する施策と、社会政策に関する施策を比較すると必ずしも明確ではないように見える。また、マニフェストに示された政策の中には、例えば郵政事業改革のように、経営形態という全体像が不明確なまま、部分の施策を具体的に説明されている政策課題も散見される。

なお、選挙後の展開ではあるが、政権公約に基づき、民主党としての2004年度予算案を取りまとめられたことを評価したい。

今後より体系的な政権公約とするためには、「私たちのめざす社会」(政策集)の内容を包括する形で、国民にわかりやすい政権公約が作成されることを期待したい。

(2) 個別政策評価結果

別紙参照

おわりに

今回の検証において、各党の政権公約の検証作業を概括すると、第一に、国のあるべき姿が見出せないのが非常に残念であった。国の行政のさまざまな仕組みが制度疲労に直面している今、国民のいちばんの不安は、自らの生命や財産をどれくらい国に託し、どれくらい自己責任の範疇として生活し、また、人生設計を立ててよいのかということである。まずは、「大きな政府」を目指すのか、あるいは「小さな政府」を目指すのかが、そのわかりやすい基準となる。

第二に、政権公約に書かれた内容には抽象的なものが多く、検証が難しかったことを指摘したい。国のあるべき姿という最終ゴールを目指して、個々の政策の検証可能な具体的な目標、合理的かつ効率的な手段、そして、財源の裏付けについて、しっかりと明記し、国のあるべき姿を「絵に書いた餅」から、実現可能な到達点として国民に示す必要がある。政権政党は、しっかりとした制度設計を持った夢を国民に示し、それを実現し、国民への求心力を高めることが、21世紀型の政権政党のあるべき姿と考える。

なお、マニフェストの内容だけで、政権政党の選択が行われるわけではない。選挙にあたっては、党首の政権公約実現のためのリーダーシップ、政党の政策を実行する能力、そして、選挙区の候補者の人物評価などが重要な要素であることを、付け加えておきたい。

以 上

政権公約評価表：自由民主党（2004/5/12）

社団法人 経済同友会
代表幹事 北城恪太郎

表記欄の、
、
、
、
x、
- は、「目標、期限及び工程、財源」の3項目の評価

政策	マニフェスト評価 (5段階)		政策評価		ポイント
	表記	進捗度	合致度		
0 総論					
a 全体的評価	2	3	3	< 本文参照 >	
1 財政構造					
a 予算プロセス改革	3 -	3	3	予算編成全体の改革工程は不明だが、「モデル事業」や「政策群」など具体的方法が明示されている。経済同友会の考え方と方向性は同じであるが、日本版GAOなどの具体的政策評価の方法が明記されていない。	
b 財政再建・歳出改革	3 x	2	2	プライマリー・バランス黒字化に向けた具体的工程や財源が明記されていない。経済同友会の提言のような抜本改革が示されていない。	
c 税制改革	2 x x	1	1	「民間経済活動を活性化する税制改革」との方向性を示しているものの、税体系全般のあるべき姿についての詳細や具体策が明示されていない。したがって、経済同友会の考え方との合致度は評価できない。	
2 社会保障					
a 公的年金改革	2 x	2	0	数値目標(国庫負担の割合)、期限(法案提出)は明記されているが、抜本改革の具体案、国民負担の数値が明記されていない。政権公約の内容の範囲では「進捗」となるが、抜本改革とは言えず、経済同友会の考え方とは異なる。	
b 医療保険改革	1 x x x	1	1	抽象的な表現で、具体性がない。	
c 介護保険改革	1 x x x	1	1	抽象的な表現で、具体性がない。	
3 公的部門					
a 郵政公社民営化	3 x	1	3	民営化とその期限については、経済同友会と方向性が合致しているが、民営化の具体的な姿が明示されず、結論は先送りされている。	
b 道路公団改革	4	0	0	「民営化推進委員会の意見を基本的に尊重」という表現によって、内容の具体性があると判断するが、「意見を基本的に尊重」という表現が多様な解釈の余地を残す。「意見に基づく」のであれば、経済同友会の考え方と同じ方向性にある。しかし、実際の法案の内容は、その趣旨に反するものとなっている。	
c 公務員制度改革	3 x -	1	-	具体的内容や期限(法案提出)は明記されている。	
4 地方行財政					
a 三位一体改革	3 x	2	1	補助金については期限と数値目標が示されたが、それ以外(交付税、税源委譲)については抽象的な表現で、具体性がない。基本的方向性は経済同友会の考え方と同じであるが、具体性の部分で合致度は低い。	
b 道州制	3 x	2	3	全体像は不明だが、「道州制特区の導入」や「道州制先行プログラム」が明記されている。「道州制導入」の方向性は、経済同友会の考え方と同じである。	
5 経済活性化					
a 規制改革	4 -	3	3	「第2次答申」を明記することによって、記述の具体性と進捗は担保されている。しかし、その後の「12の重点検討事項」には触れておらず、不十分。	
b 新事業創造	2 x	1	2	数値目標は明記されているが、工程や財源が不明。進捗度は期間が短いので評価できない。	
c 地域活性化	3 x	1	1	「地域再生プログラム」という方法は明記されているが、期限、工程、財源が不明確。進捗度は期間が短いので評価できない。	

政策	マニフェスト評価 (5段階)		政策評価		ポイント
	表記	進捗度	合致度		
6	安全				
a	治安の回復	2 x	1	-	数値目標や期限は明記されているが、工程や財源が不明確。
b	食の安全	2 x	2	2	食料安全保障と食料自給率は抽象的な表現で、具体性がない。「食育基本法」「食育推進国民会議」が明記されているが、目的や内容が不明確。
c	環境・エネルギー	2 x x	1	1	抽象的な表現で、具体性がない。
7	外交・安全保障・通商				
a	国際協力	1 x	1	2	国際平和協力基本法の制定を提示しているが、期限・具体策がない。特に進捗もなし。
b	北朝鮮問題	4 - -	3	3	政権公約の一つである拉致問題対策本部を党内に設置し、対応を検討中。改正外為法(02年)に続く、事実上の対北朝鮮経済制裁第2弾として、民主党同様、与党も入港禁止法案を国会に提出。
c	イラク問題	1 x x	3	3	平和外交の一つの外交政策課題として取り上げているのみ。時期・工程・具体的施策なし。但し、自衛隊を派遣という、現状の取り組みから合致度を評価した。
d	WTO / FTA	2 x x	3	3	抽象的表現で、具体性がない。現在、メキシコとEPA (FTA) 締結を実質的に合意し、韓国、メキシコ、マレーシア、フィリピン諸国などとは検討・交渉中。
8	教育				
a	教育改革	2 x x	1	2	時期、工程、財源が明示されていない。全体的に現在行われている政策の追認であり、政策としての目玉がない。ゆとり教育からの揺り戻し等、国家として教育政策に一貫性が感じられない。
b	教育基本法改正	3 x -	1	3	改正の方向性・理念は明示されているが、時期・工程などが明示されていない。現在「与党・教育基本法改正に関する検討会」で意見集約中。
9	政治				
a	政治改革	0 x x -	-	0	明記なし。
b	一票の格差是正	0 x x -	-	0	明記なし。
10	憲法				
a	憲法改正	2 -	1	2	改正草案の取り纏め時期は提示されているが、具体的な検討項目などは不明。改正手続法については、時期・工程が不明。現在、自民党内に憲法改正プロジェクトチーム設置して、参院選までに論点整理案を纏める予定。

政権公約評価表：公明党（2004/5/12）

社団法人 経済同友会
代表幹事 北城恪太郎

表記欄の、
、
、
x、
- は、「目標、期限及び工程、財源」の3項目の評価

政策	マニフェスト評価 (5段階)		政策評価		ポイント
	表記	進捗度	合致度		
0 総論					
a 全体的評価	3	2	2	<本文参照>	
1 財政構造					
a 予算プロセス改革	0 x x -	-	0	明記なし。	
b 財政再建・歳出改革	2 x x	2	2	プライマリー・バランスの回復や財政再建の具体的な期限、数値目標や工程が明記されていない。行財政改革や公共事業改革などの個別政策のみが表記されている。	
c 税制改革	0 x x x	-	0	明記なし。	
2 社会保障					
a 公的年金改革	4	2	0	数値目標(国庫負担の割合)、期限(法案提出)は明記されているが、抜本改革の具体案、国民負担の数値が明記されていない。政権公約の内容の範囲では「進捗」となるが、抜本改革とは言えず、経済同友会の考え方とは異なる。	
b 医療保険改革	1 x x	1	1	抽象的な表現で、具体性がない。	
c 介護保険改革	1 x x	1	1	抽象的な表現で、具体性がない。	
3 公的部門					
a 郵政公社民営化	3 x	1	3	(追加分で記述)郵政事業改革が、財政改革、行政改革、金融改革の問題にまで広がるとの認識を示した上で、2007年4月の民営化に原則的に賛意を示していることを評価する。	
b 道路公団改革	3	0	0	(追加分で記述)「民営化推進委員会の意見を基本的尊重」とするものの、整備計画9342キロは、スピードを落とさずに整備することを指摘しており、具体策は明確ではない。	
c 公務員制度改革	3 x	2	-	具体的な達成目標や政策内容は明記されているが、公務員制度改革の全体像が明らかではない。	
4 地方行財政					
a 三位一体改革	3 x	1	1	補助金と税源移譲の数値目標が示されているだけで、具体的な工程や施策がない。交付税改革については示されていない。経済同友会の考えとは、具体性の部分で合致度は低い。	
b 道州制	0 x x x	-	0	明記なし。	
5 経済活性化					
a 規制改革	0 x x -	-	0	明記なし。	
b 新事業創造	3 x x	2	2	支援制度の枠組みを示しているが、具体性に乏しい。	
c 地域活性化	0 x x x	-	0	明記なし。	

政策	マニフェスト評価 (5段階)		政策評価		ポイント
	表記	進捗度	合致度		
6	安全				
a	治安の回復	4 x	2	-	数値目標や期限、それを達成するための施策名は詳細に明記されている。
b	食の安全	2 x x	2	2	トレーサビリティシステムの導入と有機栽培・減農薬栽培農家の倍増を明示している。
c	環境・エネルギー	4 x	2	3	環境問題については、数値目標とそれに向けた具体的な施策が示されている。エネルギー政策については、基本的な考え方の提示に止まる。
7	外交・安全保障・通商				
a	国際協力	4	2	3	国際貢献・国際平和・軍縮・国際犯罪撲滅等、広範に渡り具体的な施策を明示している。
b	北朝鮮問題	4 - -	3	3	(追加分で記述)核開発問題や拉致問題の解決に取り組む姿勢を明らかにしている。
c	イラク問題	3 x	3	3	(追加分で記述)人道面を中心にイラク復興支援を積極的に展開する姿勢を明記している。
d	WTO / FTA	0 x x x	-	0	明記なし。
8	教育				
a	教育改革	3	2	2	政策は具体的であるが、政策効果の数値目標がない、また、工程、財源の明示が少ない。
b	教育基本法改正	0 x x -	-	0	明記なし。
9	政治				
a	政治改革	2 x -	1	2	総論で「清潔な政治」を示しているものの、具体策がない。18歳選挙権は経済同友会と同じ考え。
b	一票の格差是正	0 x x -	-	0	明記なし。
10	憲法				
a	憲法改正	1 x -	1	2	(追加分で記述)「論憲」「加憲」の基本姿勢を明確にしているが、党内論議の段階であることを示しており、結論をまとめる時期も不明確。

政権公約評価表：民主党（2005/5/12）

社団法人 経済同友会
代表幹事 北城恪太郎

表記欄の、
、
、
x、
- は、「目標、期限及び工程、財源」の3項目の評価

政策	マニフェスト評価 (5段階)		政策評価		ポイント
	表記	進捗度	合致度		
0 総論					
a 全体的評価	3		3		< 本文参照 >
1 財政構造					
a 予算プロセス改革	4	-	4		「300日改革プラン」として、具体的方法、期限、工程が明記されている。行政監視院(日本版GAO)の創設など、経済同友会の考え方も近い。
b 財政再建・歳出改革	3		3		プライマリー・バランス黒字化に向けた具体的工程や財源が明記されていないが、「財政再建プラン」策定の期限と、それまでの歳出削減の数値目標が明記されている。単年度の数字で具体的道筋が見えない。
c 税制改革	2		1		自動車関係諸税の軽減、環境税の創設、NPOの税制優遇など、個別に具体的な内容が明記されているが、全体像がない。そのため、経済同友会との合致度は評価できない。
2 社会保障					
a 公的年金改革	4		2		新しい二階建年金制度の内容を具体的に明記している。同友会の提言とは、1階部分を税方式とする点で近いが、二階部分の考え方が異なり、全体として合致度は低い。
b 医療保険改革	2	x x	1		健保自己負担の数値目標と期限が明記されているが、財源が不明。全体像が見えない。
c 介護保険改革	0	x x x	0		明記なし。
3 公的部門					
a 郵政公社民営化	2	x x	1		個別の具体的施策は書かれているが、経営形態が明記されていない。「民営化」を前提としない点で、経済同友会の考え方とは異なる。
b 道路公団改革	4		1		「高速道路原則無料化」という改革後の具体的な姿の提案が行われ、財源についても詳細に記述されている。しかしながら、これらについて、経済同友会の考え方とは異なる。
c 公務員制度改革	3	x	-		個別の具体的内容や工程、期限は明記されているが、全体像はわからない。
4 地方行財政					
a 三位一体改革	4		2		補助金と税源委譲は具体的である。しかし、交付税について触れられていない。
b 道州制	0	x x x	0		明記なし。
5 経済活性化					
a 規制改革	2	x -	2		「事業規制の原則撤廃」となっているが、具体的内容が不明確。
b 新事業創造	2		2		「エンジェル税制の改善」と「個人保証の撤廃」に触れているが、具体的政策が明示されていない。
c 地域活性化	0	x x x	0		明記なし。

政策	マニフェスト評価 (5段階)		政策評価		ポイント
	表記	進捗度	合致度		
6	安全				
a	治安の回復	3		-	数値目標や期限は明記されているが、財源が不明確。
b	食の安全	4		4	「食品リスク管理」業務の一本化など、具体的内容、期限、財源が明記されている。
c	環境・エネルギー	3		2	「新エネルギー予算の倍増」「低公害車の普及・拡大」については、財源を含めて明記しているが、エネルギー政策全般の記述がない。「緑のダム」については、具体的内容、期限、財源が明記されている。その他については、抽象的な表現にとどまっている。森林再生の面において、経済同友会の考え方と方向性は近いが、全体像が不明確である。
7	外交・安全保障・通商				
a	国際協力	3 x		3	国連活動への貢献、PKOへの関与、アジア地域における連携と協力の強化など、基本姿勢は示されているものの、具体性に欠ける。基本姿勢としては、経済同友会の姿勢との大きな相違なし。
b	北朝鮮問題	4 -		3	拉致問題、核・大量破壊兵器の問題に対する姿勢は明確だが、対策面では抽象的な表現にとどまる。
c	イラク問題	3 x		2	イラク特措法及び自衛隊派遣への反対姿勢と、日本がすべきこと(人道・復興支援や政権樹立後のPKO、PKF)については明確。
d	WTO / FTA	2 x x		3	FTAの促進など、アジア地域における経済強調の推進、ただし、具体的目標、期限、財源等の具体案なし。WTOについては記述なし。
8	教育				
a	教育改革	3		2	期限、財源等具体的数値目標が明示されている。各論の政策はあるが、教育政策の全体像がない。弱者救済的な政策が多く、高等教育等日本の競争力強化を目指した政策が少ない。
b	教育基本法改正	0 x x x		-	明記なし。
9	政治				
a	政治改革	4 -		4	政治腐敗防止法案の上程(2004年国会)等、具体性に富む提案を含む。企業・団体献金の全面公開、収支報告のインターネット上での公開、投票年齢の引き下げ(ただし、マニフェスト部分には記述なし)等、経済同友会の提言との合致点も多い。
b	一票の格差是正	3 x -		3	「マニフェスト」として、衆議院小選挙区の一票の格差是正を明記した点は評価するものの、具体的取り組み、目標期限なし。どの程度の是正を目指すのか、参議院についてはどう考えるか、などが不明のため、合致度についても、中間的評価にとどめる。
10	憲法				
a	憲法改正	1 x -		2	「護憲」から「創憲」への発展との記述で、具体的内容がない。